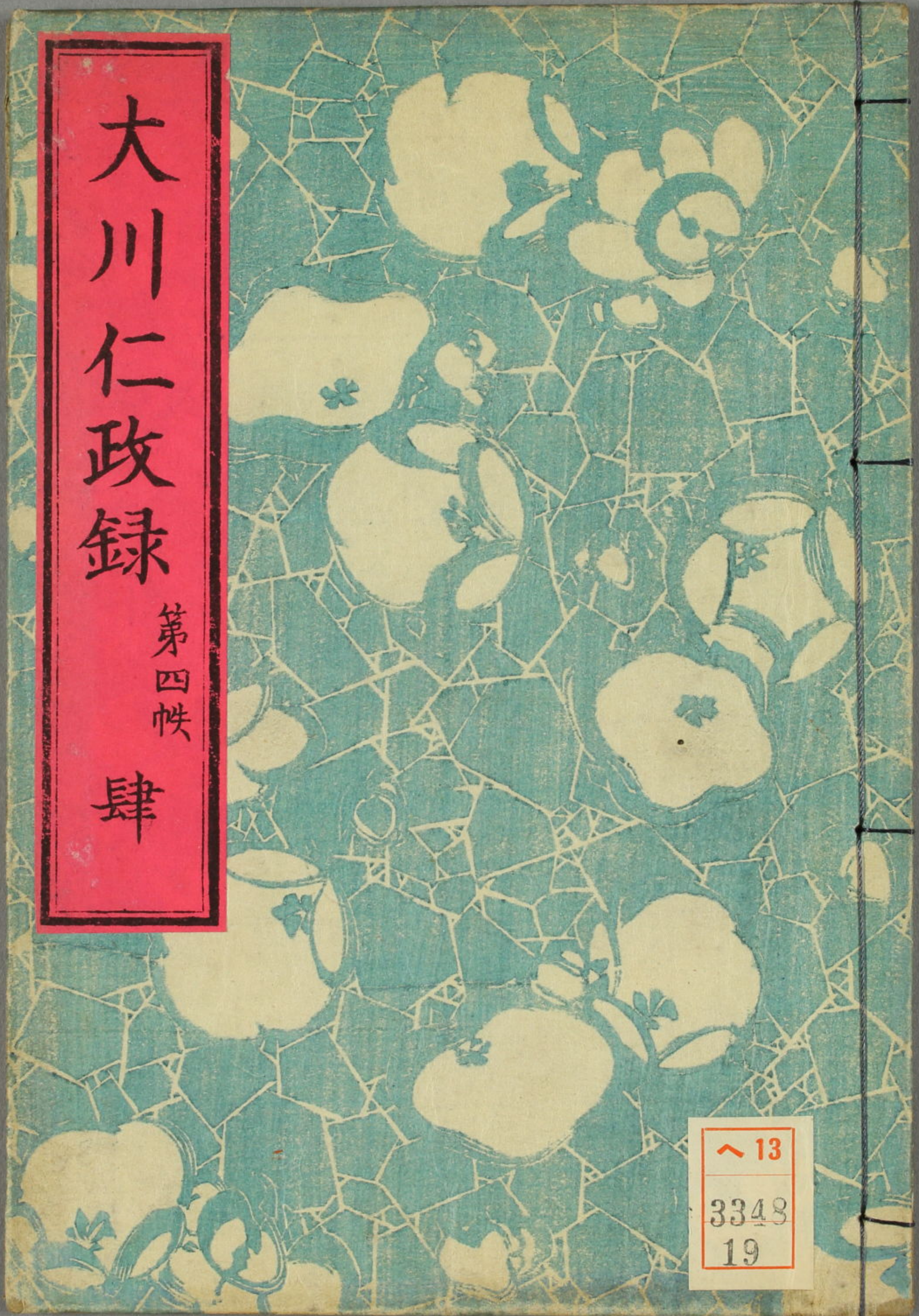




大川仁政録

第四帙

肆



^ 13
3348
19



19
3348
19

近世大川仁政録第四輯卷之四

松亭主人編次



第七回

相争兄弟之至誠

為重罰令走奴僕

大正十年八月廿九日
本大學出版部贈

諸亦三郎と伊豆屋と立出寂意と思ひ見ら小実父の異見不
後い名衆出る時と養父の詞違ひ養父の諫小後ふ時小実父
の意不背くととも今命と渡り多々大悲の冥助も仇と成り善
薩の御心不違ふとも是も又道理ゆゑ実父の心と背と共
一先何方も身と忍び母の仇と報ひ思ひ立ち初一念と果せし
上潔く名衆出刑罪と請人の心と決して身と忍びて世の風説

大正十年八月廿九日

と窺ひ居り去る小誰ふとまぐ伊豆屋の件と三郎鳴と拔出で
録倉小忍び居る由風聞ゆりく例の幸野鹿毛手小此更と
聞伊豆屋喜兵衛と召出し若便り来る間敷小ゆりて然んふ早
速認へ出べし偽り隠と不於てい罪重くへと由と申渡さゆ喜兵
衛夫婦も甚と心と痛め居り件と五郎此更と聞兄と三郎寫と
拔出し更い不来私小掟と破りてにありて実母の仇と報くんが爲
みく孝心あり出し更し斯詮美嚴敷若尋出さ玉りんま千
幸万苦も水の泡とちり本意も遂ご又が異見も徒と成悪名の世
小残して人の嘲りと請玉と人イテ我兄の代りよ名乗出刑罪と受
るべ兄と世と廣く望と達しあんとも又母ふ委細の中とを認め

是と残し置密小我家と出大川候の官邸へ詔へ出さるる其伊豆
屋と三郎とて候が一人御赦小外は残念小思ひ古郷懐く寫と
拔出し如御詮美嚴敷身と置所ありて終自ら名乗出さ由と申
小吏是と聞先召捕へ置此更と大川候へ言上と教光自ら出て向
せ玉の小以前の通りと申其有るなと見玉ふ何と申ん疑く見
ゆと自ら詔へ出さるる更故子細と有んと思くと追々穿鑿有
るべく留置さるる路巷の説小向痴のと三自ら名乗出さるとも
或る身替りの者の訴出さる共色く評判とさるるを三郎聞て扱
い弟と五郎久治と二人の内我小代りく名乗出罪と引請我小本
意と遂とせんが爲し美理ゆ者小罪と負せ悻是と余如小

見て母の敵と討つて逆何条人といふと実父の詞今こそ思ひ當り
 直地又是も大川侯の邸館へ自ら認へ出るゝ某実の与三郎
 先の日与三郎と申名衆出るゝ義理ゆゑ者ありと此身の罪と身
 小引受名衆出るゝ者小候へと彼と御飯一有と某と刑罪あり
 行りるゝ由と申出り小吏何とも合点行はせ共斯明白小申出
 莫故又右の趣と大川侯へ告そ教先委細と聞は我直ぐ詮義と
 一と自ら出く問とく小右の通り申故先日名衆出るゝ者と召
 出し其莫と申辱らば汝何故小人の罪と身小引受名衆出る
 やと尋らるゝ小某とて実の与三郎あり候と申此方小御尋らるゝ
 某と与三郎とく彼と身の与五郎と申者あり候汝我小代りて

刑と受んと申志と嬉しと共我何とて汝小罪と負せ知どぐや
 して居らるゝと養父母へ對し言談あり汝を早く家小改り父母へ
 孝行と尽さしとく然いと共今罪とく觀世音の利
 益も無小なり母の仇とも得討たれ父の異見も徒と成悪名のと世
 小残さん子三郎聞て警へいり申も我罪と汝小負せ何辨と
 て中居んと互小科と身小負んと争ひりし大川侯是と聞
 賊と罰とくも様吏の自首は只神と賞を捉を破り
 罪をゆきも汝小が争ひと実孝悌の誠と我思旨有が裁断を
 後日小決さん兩人とも留置べしと与三郎と五郎の兩人を館邸ふ
 くと留置まらふ且復五十嵐平馬の白糸が主水と俱小死せしと

大川上金四郎



大川上金四郎



聞白糸死聲去自亂と誑と種と失ひ残念なる思へとも主水死し
 上々後安しと安堵なり白糸如此くのてうく主水と情死
 由と自亂ふ語りもまご自亂も今ハカク思ひ絶ふなり然る
 五十嵐父子を兼く大望ゆ故録倉の諸老臣と懇意ありんば
 支小臨んで妨げ有んと其身ハ下総ふ在と之とも権門勢家取入
 んと思ひ宝と各まん賄賂とけい金銀と施し人と交りたり
 故利又走る輩ハ尊卑といへん五十嵐父子と入懇ふなり
 山の内なる上杉家ハ權威強く勢ハゆる人をも是ハも傳手と求
 めく取入る小近臣小牙將剛藏といへる者欲心深く奸佞ある者
 故同氣相求る習あり平馬一年鎌倉不在し特別に睦し交り

彼がり又と何れも皆く更なく望み成叶へし剛藏も又
 之も者と思ひ主君ハ能ふとほしむ故頭定も五十嵐父子と眷
 負ふ思ととる去故剛藏も無二の友なりとていつの本心
 とて明し語合たり或時剛藏方り書状来りて千葉家ハ佐理
 郷が書の一軸ゆふ由主人頭定此更と聞殊の外懇望とあるも
 他家ハ秘藏の更も其力及ぶ共一見なり度由貴殿の計ハも
 借用致一覽入る更ハ相成すくやの更ハ平馬思ふなり彼人
 ら當時誰肩と並ぶる者もあは勢いある人なり此人の望と叶へ
 るが我頼とも聞届くべし然る時ハ後捨あると思ひなすといふ
 めも其軸の更も世々千葉家の秘藏致と所あるとも大守御懇

望と有ううい免も角も計らひ御手小入申べとあまでも容易あり
 ざる品故須待玉りつづと由返書と認め遣りたるがいつりて彼
 品と手小入人と種々工夫あると施とと術もなく打過ふ此
 頃榛兵庫氏亂る彼一軸と下し玉りし由あく其悦びなり連
 一家中の輩と招き彼一軸と床に懸置饗應とありたる五十
 嵐父子此夏と聞入りよと品あり我懇望たんと物と残念な
 る夏しと兵庫と妬み氏亂と恨み思ひ居るが色々の土に兵庫が
 招きふ後ひ行見るといり様凡ちたる書たりしうべ人の一軸と賞羨
 一兵庫が首尾と羨みたる然るは兵庫が若黨給仕とほし居りしが
 誤つて吸物椀と取落ししり座中へ汁流し入る周身手拭

杯と立駈をり兵庫礎と怒り此奴主と主とも思ひ不敵者故る
 鹿忽と働き客房の奥と酔し我小迄耻辱と取り毎礼者方手
 討ふとんとし若黨只顧佗まじり聞入を庭へ引出し討く捨人と
 りふ人々種々取を佗たりとぞ其座の手討ひ思ひ留りたるが高手
 小手小縛り置るる叔饗應果々人々暇と告ぐ立歸りたる五十嵐又
 子も一礼と述我家へ飯りしが頻小彼一軸の夏残念あり兵庫を君よ
 り拜領ませし品も大切小秘藏たる人たをまば我望を叶へ
 先日剛藏方いとも御手小入んと返答をりまば今更夏成
 とも云難しと心と苦め居り去るは夜小入りまば五十嵐が茅宅
 へ逃込来る者めを家来共出入合案内もれく門内へ走り入り不届し

と咎め々々彼者かのものの様よう只今追手の掛る者ものし御算中ごさんちゆうと見懸御
救すけいと願ねがん人と存ぞんじ周章しゆうしやうて入いりし不礼ふれいの段だんを御用捨下ごようすてと
何卒御囲救下ごごきうきうげさぐ有あり存ぞんじ奉ほうる其その榛兵庫しんべいこが家来堀
權次ごんじといくる者ものといふ其子細そのこさいと問とふ如此このごとくと答こたふる故其その更さらと
平馬小告へいまこつぐらうとて平馬立へいまたてせと見みる最前席上さいぜんせきじやうあり鹿相しかあひるせ
榛しんが若黨わがたうと平馬へいま云い中ちゆう先刻せんこく人ひとの挨拶あいさつと更さら濟すしと思おもひし
如何いかんとぞと問とふ先程せんじやう某たれと縛むすり置お候まひし何なにも御飯ごいひりの
跡あとと討うち捨人すてひととの更さらぬ漸やう小遣せうせんとて逃出にげだ候まへども夫つまも
なく御算中ごさんちゆうと見みるも逃にげる候ま某過たれあやまちゆるといふ一命いちめいを取とる
程ほどの義ぎとゆいと存ぞんじ余あまりといふ情なさけある主人しゆじんに御救ごすけひ下くださる

命いのちの御恩生涯ごおんしやうが忘却わうきやう仕しるまゝとて平馬兵庫へいまべいこと妬ねたみ思おもひ居ゐる折せあ
ゆい殊こと小余こあまり非道ひだうの仕方しかたと思おもふ故ゆゑいいふと夫つまも余あまり何なにも
ああと武士ぶしとる者ものの算中さんちゆうと見懸来けんらいり頼たのむと有あり抱田遣うでんせんり
る心こころと承知しやうちし田置でんおきる然しかる兵庫方べいこほうより使者しやを以もつて此
方家来ほうけらい其許算中そのこさんちゆうへ逃にげ入いり由相渡ゆさうわる久ひさと赴申遣きこまとて此
方へゆいる者もの来きてとありと返答へんたうしと渡わるゆいる彼
者もの深く悦よろこび実まこと小御情ごおんじやうあり一命いちめいと助たすけり此上このかみに如何いかんなる
と共とも刀筋たうぢんの仰おほせと背せまじといひゆると平馬然へいまらる我頼われたのむと
何なにも遠替えんかひせりといふと云いふ小譬せうへいへ命いのちの御用ごようなりとも否いなと
と申まをす仰おほせ付つけ下くださるるといふ然しからる他言たごんせりといふ

誓紙と認じど、いふも、畏り候と誓紙と認め、出
るまじ平馬小渡様我頼むて余の美子ありん今度兵庫が上
より給り、一軸密小汝盗み出、具間敷や冨中の案内
存知り此支と能せんもの汝あり、首尾より仕課を
其方と我重く用ん、如何も承知仕り、仕課を
仕切のせざるや其程の計り難く、壁へ仕損、捕へ
いある責小逢、刃の御名の出、申、御心安ら、
扱其後風雨烈、夜密小兵庫冨中へ忍び入り首尾
彼一軸と盗み来り平馬小渡、五十嵐又子大悦
ひ彼一軸の早速剛藏方へ遣、宣敷御披露有、其望と成

就仕る様御取持頼入趣申遣、是より彼者より厚く
は五十嵐又子が股肱と、成なる

第八回 強城法騷乱郡郷 信行言為証善士

謀の密方々と善く、や偕も榛兵庫を多年の勤勞小依
て氏胤の覚へ、千葉家世の重器、依理郷の書の一軸と
給、面目と施、或夜何者と、知まん忍び入り彼一
軸と盗み取り立去、内、州と分つ、証美あり、何
者の仕業も、知まん、此支言上あり、心と痛め、
是より病氣と成、出仕も、引籠り居、五十

嵐父子の時を得て田積車人々先頃妻飛鳥の横死有りて猶も
不首尾なる上伴且不慮の死と遂に重なる歎き小老年乃
心も弱り物の用も乏し難しん其上兼てより出仕遠慮の身也
榛兵庫を病氣うき引籠おまひ今一家中小是ぞとつらむら
骨がやうき者へまゝと大望と思ひ五人を此時あると内其
心構へとありと入と懐くる支々免小角金銀寡少くはは
しく自亂の命あると偽り地方掛りの有司共と召寄千乗家領
分の村里へ過分の課役と申付らるる有司共詞と揃へて嗣君
の命あるも夫々余も非道の美あるをた様申付らるる百姓共
兼知仕らるる是非く宥免と願申さん仰付らるるあうらふ

時あけ却て御威光薄く似て悪くあらんと諾さるる五十
嵐父子大に怒り嗣君の命と背く不届しと有る皆く役儀と
取上逼塞申付己まふ荷贍の者共と取立右の役儀と申付扱
民家へ課役の美と申渡らるる何れも五十嵐父子小詣ひ阿の族
あまの美と及ぶ兼諾己まふが預りの郡郷へ右課役の
美と申渡さるる百姓共甚だ迷惑して一同評美の上宥免の美
と願ひ出らるる一向取上り押して訴訟及ひらるる召捕て牢
舎申付らるる百姓共一致り如斯く非道の課役と受苦
まんらるる我くと虐取らるる己ホの栄耀を郡代有司を奴
原打殺して日頃の恨と晴さんと我もくと銘く鋤鋤竹箆え



榛兵庫

榛兵庫
 強訴の
 百姓と
 宥る因

と瓜携へ郡代の第宅へ押寄来りたるは非義非道の小人共の
体と見く恐怖し城下とて逃来りたる椿兵庫此支と聞我
病中よりとて如斯騒動と捨置いある珍支が出来んと
自ら馬と束上り農夫どもと征し汝水いあるは斯狼藉と働
や訴訟の美ゆへ検断へ来り認めいさとして獲るは徒黨ま
て郡郷と騒ぐも至極一々召捕く糾明ある人と高らるる味
つめく駒と進めたるを農夫們是と聞スハ椿照あるは彼人認
へと皆口と揃へ共く狼藉と働くかありん度く検断所へ訟へ出
るといへども取上り非道の裁断あるは依く是非ある斯の仕合
なること云兵庫是と聞我先頃より病氣しく引籠り居し故何

夏も因どいへる筋々知らぬも汝水が願ひの筋我承りて
届遣とて同告し引く願立らる者我と俱ふ来るは残る者
どもは早く引取べしといふも頭立らる者七八人兵庫小後ひ来
り残りの者共を残りぞ引取らる兵庫を右の者共召連れ取り
一々糾明あるは嗣君の命あると有る過分の謀役と申付られ
度く看免の美と願ひ出るといふも因入るは刺人共者共は牢
舎小及び猶く厳しく申付らる故斯るは百姓共立行と難法
み及び候ふ付血気の者共乱騒小及び我征とていふも因入と
余美あり爰ふ及びふ由と申と兵庫委細の様子と聞郡代有司
の輩と相糾と小農夫共の訟へふ如相違るるといふ地方よりこの者

とく並居り頭定違不見玉の千乗家の老臣椿兵庫と
汝の主人氏胤病氣に依り其方權を恣に我意の振舞有
ふゆ一家中和より百姓恨と合んて一揆を起し國中騒動
不及由是汝が罪ありとや兵庫兼り謹く申中り主人氏胤病
氣に依り一家中の指揮国内の支を取扱とるも少しも私心
先日土民一揆の沙汰有りの郡代共の取計りし軍に
依ての支あり某存せざる所あり候と答ふ頭定重て汝老臣の
上小居り万支と指櫃しを存せんと申す漸くや郡代
の過りの汝が過ら汝が汝の主人氏胤の過りし氏と損
者ハ是と罰とらるる録倉殿の御政務より重なる氏胤へ御沙汰

有づき同此度慎しむ罷在るべき昔申付らるるまは兵庫身不肖の
某重職と兼るが故斯る御不審と蒙り恐入奉ると云んとある
折柄末座より大川教光某の如斯支と問む何者が箇中との
美と認め執支の御問の違ひやと尋らるるを頭定夫了を彼が
同家中五十嵐平馬とらる者王家の危きと愁ひ認め出る所なりと
仰のりて教光申さるる然らんぬ彼を召寄らせ御調有
て然るべし一言と以て支と決まらふありと兵庫小向らせられ今
日ハ先下るべし平馬をも召寄らせ上重と召出させと有て其日の聴い
身九回
一書倭者之挫膽
老奸知破敗自殺
果ふり

君子も一言以て智と一言のく不智とを顕定行言とりのく
 支と定め搦兵庫既無実の罪小落入んとと小大川教光が言
 小依と顕定も是非なく五十嵐平馬と召まると小牙狩剛藏方
 先日如此とくめ兵庫既小罪小落べると小大川教光もく言ま
 一に依と召寄らるとあまに其準備よく出るとく昔申越り平
 馬心小思ふ様山の内なる上杉侯と始め重職の人々懇意あまに我
 方少の七分の強と理と非小曲と彼と言伏せ追返らん支今度小
 少と心小奢りとく出府あると小叔録倉小着るとまに双方も
 向注所へ召まるとぐまも列座あると顕定仰出るとまるといふ小平馬
 汝先日詔へ通り搦兵庫一人權と恣めると我意と振ふ由いよ

く相違あると玉馬承と尊命の如く兵庫一人權と専り 巖
 負偏執の沙汰ある故家中一統恨とを含んど誰一人君の爲小命
 と投打と忠義と思ふ者あり斯くの今も支有人時何と以く
 り非常と防ぐん故小先日詔へ奉る所あると憚る所もあくと黄金と
 瓦とつひあると搦兵庫是と因いふ小平馬汝口の横小裂れれば
 とく余りなる申条主君氏胤殿病氣故政支と取扱ひ我老臣の
 上小居まはると家中一統恨とを含むると何の虚言已まると荷
 膽の倭人原とを我と後めると思へると恨もとも含むると心小
 一物めまはると嗣君自胤主と悪道へ引入んとあせると田積且その
 身勘気と蒙り居ながら 嗣君の放埒と止らんが爲身小汚名と受

て是と止めり平馬因く確と怒り主君へ悪道へ導く何
とつものや田積巨浪人しく都築主水と愛名一橋本屋の白
糸とつもの遊女小馴深情死あつもの何故嗣君の爲あるや
それ其如く眞肩の沙汰ある故家中一統女と恨む向ふ落
どよ詔ふ小落ると己まて己まて非と頭とん是でと汝潔白
あるや兵庫因く巨が夏と爰論どつもの無益あるも彼小汚
名受えんが不便と小申也汝嗣君と悪道へ導きとあつもの夫
小を慥ある證人あつて望とあつて出とつものやとつもの頭定声け
双方共無益の争ひ余の夏とつもの置當然の義と論どつものと
有るも兵庫畏く然るも只今向きあつ先日領国の百姓小過

分の課役と申付しん汝小親子の所爲あるん平馬因く農民小
課役と申付しん嗣君の命あつて我く親子が存とつもの所兵庫
因く嗣君何ぞとつもの事と申付しん譬へ嗣君の命あり共
尤様の非道ある城法と何ゆ苗とつもの故小百姓恨くと合で
一揆と起も我病中あつて捨置とつもの出とつものと鎮り夏治と
却る我過ちとつもの是と訴へ我と罪小落とん斯る不義の其方
あま先日主君より我賜りつもの佐理卿の一軸も汝が盗取せし
と我く知とつもの是といとつもの今一色の御朱印の詮義とつ
んが爲たり平馬是と因く目小角とつもの此と白眼へ己ま兵庫法
外なる一言汝が主君より賜りつもの佐理卿の一軸紛失とつものやい

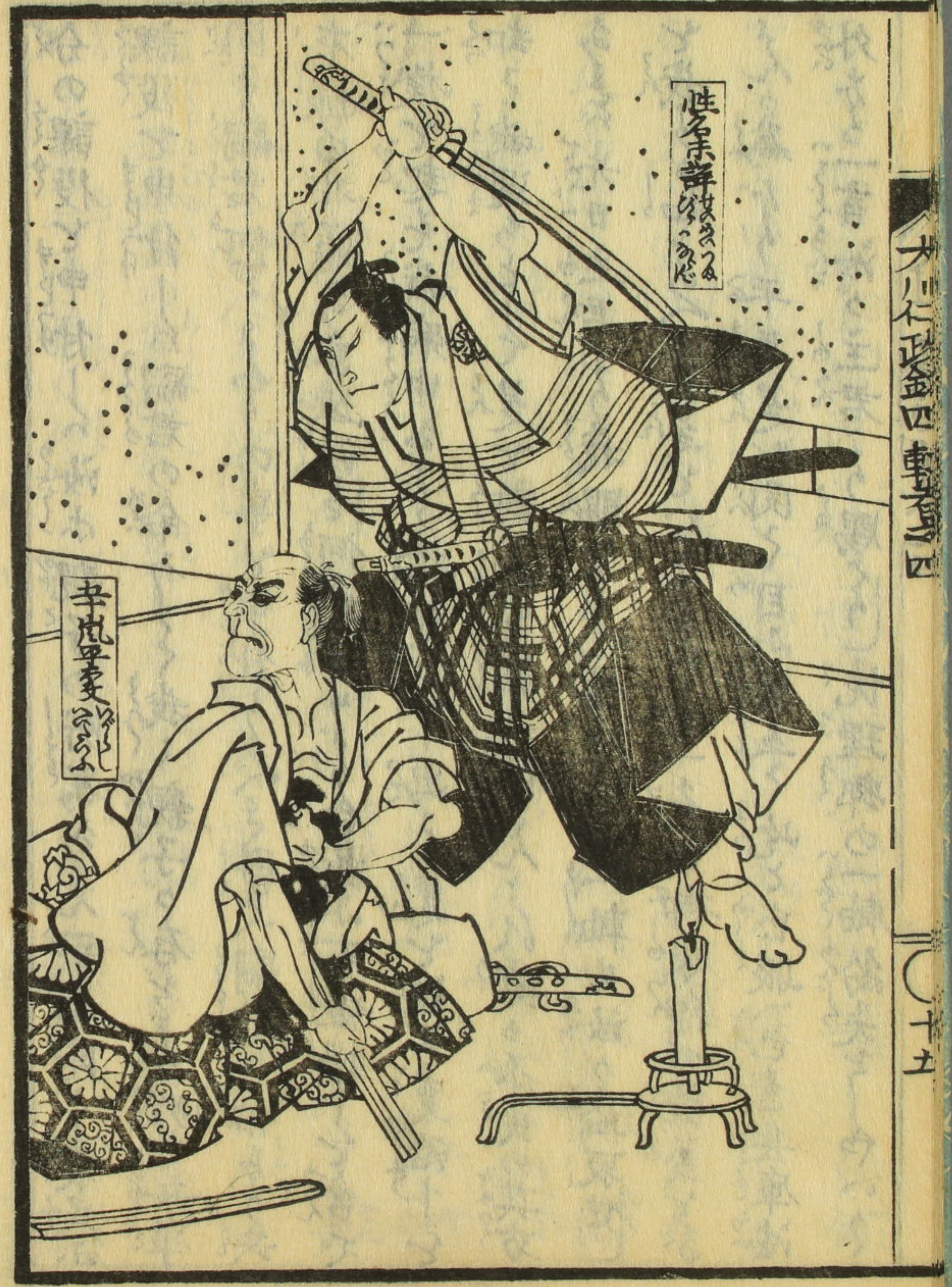


平大夫
悪支露頭と
自殺の図

姓名未詳

大川仁政録曰 貞治元年

十六



姓名未詳

辛丸

大川仁政録曰 貞治元年

十五

せしや我是と知るも然るを我仕業あん杯と盗賊の悪名を
 負とる何意趣有くの更たつ今一言りて見と確と怒れ
 大川教光声る多玉平馬をか争ひて汝不見る物ありと懐中
 一封印の書と出此一品と彼不見と候者平渡一玉は是
 と平馬平渡と平馬取く閑さ見ろ先日我方より牙狩剛藏
 方へ送る佐理卿の一軸と御手に入んと認り書状より平馬
 此書面と見く赤面より教光重く其書面を先日伊豆
 屋喜兵衛とり入者途中う於て鼻紙囊と拾りて有て認
 出りし其の中より書面より平馬其書覚有と申さる
 平馬一言の合へたりて平馬平馬の顔定の後ろ小扣一牙狩剛藏延

上り見ろ先日我取落り鼻紙袋小入置平馬が方より未
 書状ありて己も底気味悪く汗と流して扣へ居る顔
 定も夫とさるる面目あげ有る平馬一言も出さるを見て
 気の毒小思くと同然が平馬が非分小相因ゆとも是も亦余更
 たと氏亂り賜りて品も今兵庫が所藏ありて此
 所より穿鑿する更ら何れ免むは最早申の刻も過ゆん
 今日の方双方共引下り重く召出さる有る平馬既に
 小罪は伏せんと考りて所願定が一言りて此座の落着の道
 旅宿へ飯りて今日の一部始終と委しく書面小認め家来より
 持せ又平太夫が本へ申遣する平太夫此書状と披見し如斯

有さぬうくのの上杉侯いふ引と玉ふも迎も非分小落るゝ必定し
 去る時うの支の敗れとありてなん耻辱と取て刑と受んし其
 期小せぬる先小早く覚期と致とて一跡の栄と見んも口惜
 らまば我の御朱印と焼とて腹搔切と相果あんと返支と認め
 平馬が方へ遣し一問小入り先頃兵庫方あて手討不逢べうとて
 道とて逃来し堀権次とらる若黨と招と鎌倉の首尾如此
 ありて依り我潔く腹と切て死んと思ふ汝我々錯し何
 地へまう共我首級と隠し呉とていふまは権次承りて是非も
 あら次承り候去まう御覚期の上と免角申小及ぶ御必
 錯の毛と相心得候とていふまは然る準備せん須く相待とて

つとて兼て秘置する御朱印と取出し火んとし権次見と夫は何
 うて候とていふ平大夫此美計の只今追何者も語らば我が
 又子運命極と只今焼失品ありて語らば因ん是と千葉家小
 傳る頼朝卿の御判居り御朱印と此世小残し置も心がり
 ろまは只今焼捨とて既小火中とてあてり時権次物とていそ
 ど彼御朱印と奪ひ取り平大夫驚とあ何とてあてとて引捕
 んとてを次の間へ逃し出し儲を己まの怪しと知あつて逃るとて
 逃んやと續ひて次へ追出り此折柄何者あつて衝立の小蔭より
 飛出平大夫と後ろり抱前より何奴も妨げ致とて振放さんと
 とうふおび彼方の押倒さんと採合より此方の老人の支あまを

